

2020年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生 (研究留学生[一般枠])への被推薦者(研究生) 募集要項

横浜国立大学は、文部科学省が実施する大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生[一般枠])への被推薦者を下記のとおり募集します。

被推薦者は原則、「研究生」として文部科学省に推薦されます。研究生とは、学位の取得を目的としない非正規課程の学生であり、本学大学院において、指導教員の指導の下で研究を行います。

被推薦者が修士課程又は博士課程へ正規生として入学するには、国費外国人留学生としての採用が決定した後(6月以降)、10月に渡日する前又は渡日した後に、各大学院が実施する入学試験を別途受験し合格する必要があります。

渡日前に入学試験に合格した場合は、本学が文部科学省に対して身分変更の申請を行います。それにより渡日時から修士課程又は博士課程の正規生として入学することができます。渡日時に正規生として入学することを希望する場合は指導教員に入試のスケジュールや出願方法等を確認してください。

渡日後に入学試験に合格した場合は、文部科学省による進学に伴う奨学金支給期間の延長審査に通れば、正規の課程を修了するのに必要な期間(標準修業年限)まで、奨学金支給期間が延長されます。

記

1 応募者の資格及び条件

(1) 対象

大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者(※)。

※直近2年間の学業成績係数が3.00満点中2.30以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者。

(2) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

原則として、1985年4月2日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情(兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等)により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情(経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等)は一切認めない。

(4) 学歴

日本の大学院修士課程・博士課程(前期)又は博士課程(後期)の入学資格を有する者(渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。)

①修士課程・博士課程(前期)の主な入学資格

- (1) 日本の大学を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (3) 外国の大学、外国におかれている学校のうち大学に相当する学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者。

②博士課程（後期）の主な入学資格

- (1) 日本の修士の学位や専門職学位を有する者。
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。

(5) 専攻分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、本学で研究が可能な分野であること。

(6) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有するものとして、以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者又は英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程前期又は博士課程後期への入学資格を満たす教育課程を、日本語又は英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の日本語能力又は英語能力を有していると本学において判断できる者。

(7) 健康

日本留学にあたって心身ともに支障がないと本学が判断した者。

(8) 渡日時期

本学の秋学期の始まる最初の日（10月1日）から数えて前後2週間のうち、本学が指定する期日に渡日可能な者。（通常は9月末。）

(9) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

(10) 対象外

次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 本学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生で、終了後採用時まで3年以上の教育研究の経歴がない者。ただし、帰国後、在籍大学を卒業（見込みの者を含む）した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生が、研究留学生として応募する場合はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金に含まれない。
- ④ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ⑤ 渡日後に日本政府（文部科学省）、（独）日本学生支援機構又は日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑥ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑨ 申請時から日本以外でのフィールドワーク、インターンシップ等を希望している者。
- ⑩ 博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

(11) その他 (協力)

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。

2 奨学金支給期間

奨学金支給期間は渡日後に在籍する課程によって以下のように異なる。

- (1) 渡日後、研究生(非正規生)として在籍する場合は、2020年10月から2022年3月までの最長1年6か月とする。
- (2) 渡日後、大学院修士課程又は博士課程に在籍する場合は、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間(標準修業年限)とする。
- (3) 研究生(非正規生)から大学院の正規課程に、あるいは大学院修士課程から博士課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。
 - ① 研究生(非正規生)として奨学金支給期間を延長することはできない。
 - ② 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。(ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。)
 - ③ 研究生(非正規生)として在籍する期間内に正規課程の試験に合格できない場合、奨学金支給期間の延長をすることができない。
 - ④ 研究生(非正規生)から大学院の正規課程に進学希望の者で奨学金支給期間の延長申請に採用されたものの、延長を行わずに帰国する場合(正規試験に不合格する等)は、原則として帰国旅費を支給しないので、延長申請をする際には十分留意すること。
 - ⑤ 研究生(非正規生)から大学院の正規課程へ進学する場合及び大学院修士課程から博士課程に進学する場合、他大学の大学院への進学は認めない。(ただし、私費外国人留学生として他大学へ進学することは可能。)

3 奨学金等

(1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額(月額3,000円の地域手当を含む。)を支給する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、本学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 研究生(非正規生) 月額146,000円(約1,327米ドル:1ドル110円換算)
- ② 修士課程 月額147,000円(約1,336米ドル:1ドル110円換算)
- ③ 博士課程 月額148,000円(約1,345米ドル:1ドル110円換算)

(3) 教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は本学が負担する。

(2) 旅費

① 渡日旅費

文部科学省又は本学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から成田国際空港、又は本学が通常の経路で日本国内で使用する国際空港(羽田空港)までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費

(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者について、国籍国から立ち寄り国までの旅費、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、立ち寄り国から成田国際空港又は受入大学が通常の経路で日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を文部科学省又は本学が交付する(「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された転居先を「居住地」として認める)。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省又は本学は、原則として奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

なお、自己都合及び「4 奨学金支給停止事項 ①～⑨」の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

(注1) 「2 奨学金支給期間」に記載しているとおり、研究生(非正規生)から大学院の正規課程に進学希望の者で奨学金支給期間の延長申請を行ったものの、延長を行わずに帰国する場合は、原則として帰国旅費を支給しないので延長申請をする際は十分留意すること。

(注2) 奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合(例:日本での進学、就職)、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(注3) 2014年度の大学推薦から、一般枠について大学が旅費を負担する採用者枠を設定している。

4 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 本学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。(なお、本学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、定められた奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

5 文部科学省への推薦手続き・推薦人数

各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、推薦枠ごとに順位を付した上で必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦することになっています。

推薦に際して「推薦可能者数」が定められており、本学の昨年度の推薦可能者数は7名でしたが、文部科学省は今後、「一般枠」による推薦可能者数を段階的に縮減していくことを表明しているため、今年度の推薦可能者数は昨年度より少なくなる見込みです。なお、2014年より、各大

学は推薦する候補者全体の 75%以上を次の「重点地域」からの出身者とするよう定められています。

1. ASEAN、
2. 中央アジア、
3. インド及び東南アジア、
4. ロシア及び CIS、
5. アフリカ、
6. 中東、
7. 南アメリカ、
8. 中央及び東ヨーロッパ、
9. アメリカ

本学から推薦された者について、文部科学省が選考を行い、6 月中(予定)に奨学金支給対象者及び支給期間が決定されます。昨年度は推薦した 7 名のうち 4 名が奨学金支給対象者となりました。したがって、本学から推薦されても必ず採用になるとは限りません。

6 申請方法

はじめに、自分の過去の 2 年間の学業成績係数が 3.00 満点で 2.30 以上あるか、その他の申請資格を満たしているかを確認してください。

申請資格を満たしていることが確認できた場合は、申請書類を準備した上で、指導を希望する教員に連絡を取り、研究内容、受入れ条件等を確認し、「条件付き受入内諾書」(所定様式)を得てください。教員については本学ウェブサイトにある「各大学院の教員一覧」を参照してください。

各大学院の教員一覧：<https://www.ynu.ac.jp/exam/professors.html>

申請にあたっては、所定の期限までに、「条件付き受入内諾書」の写しと、次の申請書類一式(1)～(9)の写しをまとめて、下記ウェブサイトよりアップロードしてください。本学の教員からの「条件付き受入内諾書」が無いなど、申請書類に不備のあるもの及び申請期間後に申請されたものは受理しませんので注意してください。申請後 1 週間経っても受領メールが届かない場合は横浜国立大学国際教育課 (iao@ynu.ac.jp) まで連絡してください。

https://www.ynu.ac.jp/international/accept/jp_gov_scholarship.html#research-univ

なお、申請時には原本を送付する必要はありませんが、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、これらの書類の原本又は出身学校や大使館等の公的機関において原本証明された写し(認証コピー)を所定の期日までに提出する必要がありますので留意してください。

7 申請書類等

「条件付き受入内諾書」及び、以下の(1)～(9)の書類を提出してください。

【申請書類に関する注意事項】

- ① 所定様式は以下のページからダウンロードしてください。
https://www.ynu.ac.jp/international/accept/jp_gov_scholarship.html#research-univ
- ② 書類は日本語又は英語により作成してください。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付してください。
- ③ 可能な限り文書作成ソフト等を用いて作成してください。印刷する際には A4 判に統一して両面印刷にしてください。
- ④ 申請時には電子コピーの提出で構いませんが、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、◎印がついた申請書類の原本又は認証コピーを所定の期限までに郵送にて提出する必要があります。またその際に書類の追加や修正を指示する場合があります。
- ⑤ 卒業(修了)見込み証明書、成績証明書、推薦書の原本又は認証コピーを、出身大学が申請者に代わり直接国際教育課に提出することは差支えありません。その場合は事前にご相談ください。

- ⑥提出書類は一切返却しません。原本が1通しかなく再発行されない場合は、出身学校や大使館等の公的機関において原本証明された認証コピーを提出してください。
- ⑦期限内に提出できない場合や、虚偽又は不正な申告等がなられたことが判明した場合は、推薦や入学許可が取り消されることがあります。

●条件付き受入内諾書（所定様式・PDF 又は JPEG・◎）

指導教員から発行されたもの（署名入り）の写しを提出してください。後日、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、教員から国際教育課に原本を提出していただきます。なお、受入内諾書の発行にあたっては、指導教員による面接（直接又はインターネットの Google Hangouts や Skype 等のサービスを利用）を受ける必要があります。

(1) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書（所定様式・Excel・◎）及びパスポートの写し（PDF 又は JPEG）（申請書及びパスポートの写しを Zip file にまとめて提出）

写真（4.5×3.5 cm。最近6ヶ月以内に撮影したもの。上半身、脱帽、正面。JPEG）を申請書の所定の場所に貼付してください。また、申請者の名前、国籍、生年月日及び写真が掲載されたパスポートのページの写しを提出してください。

なお、今年度の様式は本募集要項公開時点では公表されていないため、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、別途今年度の様式を提出することになりますのでご了承ください。

(2) 専門分野及び研究計画（所定様式・Word）

今年度の様式は本募集要項公開時点では公表されていないため、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、別途今年度の様式を提出することになりますのでご了承ください。

(3) 最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書（PDF 又は JPEG・◎）

過去2年以上の成績証明書の写しを提出してください。最終出身大学の在籍期間が2年に満たない場合には、その前に在籍していた大学の成績証明書も提出してください。成績証明書は履修した科目の成績に加えて、その科目の単位数（該当する場合）、履修した年度・学期が明記されている必要があります。

(4) 学業成績エントリーシート（所定様式・Excel）

エントリーシート内の注意事項を必ず確認し、「(3)最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書」から必要事項を入力したものを提出してください。

(5) 最終出身大学（学部又は大学院）の卒業（見込）証明書又は学位記（PDF 又は JPEG・◎）

(6) 最終出身大学（学科又は専攻）において学業成績が上位5%又は上位10%若しくは上位20%以内であると証明する書類（あれば・PDF 又は JPEG・◎）

最終出身大学の学科又は専攻における順位（「上位10%」、「〇位中第〇位」等）が明確に分かるものがあれば提出してください。

(7) 所属大学等の研究科長（又は専攻長）レベル以上の推薦状（必ず横浜国立大学長宛のもの・PDF 又は JPEG・◎）

厳封されている場合は開封して、宛先が横浜国立大学長宛てになっているかを確認してください。

(8) 学位論文概要等（あれば・PDF）

学位論文がある場合は、内容を簡潔にまとめた概要を提出してください。また、研究上の業績・能力を示す著書、論文、報告書等や学会の発表資料などがあればその一覧も提出してください。

(9) 上記「1. (6) 語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類(PDF 又は JPEG・◎)

語学条件番号①により語学条件を満たす者については、申請期限から過去 2 年以内に受験した TOEFL iBT、TOEIC (Listening and Reading 及び Speaking and Writing の両方が必要)、IELTS Academic Module、日本語能力試験 (JLPT) 等の成績表を提出してください。語学条件番号②により語学条件を満たす者については、主要言語が日本語又は英語であることを最終出身大学が公的に証明した書類を提出してください。語学条件番号③により語学条件を満たす者については、事前に国際教育課まで相談してください。

8 選考方法

被推薦者の選考は、書類選考により行われますが、指導教員が「条件付き受入内諾書」を発行するにあたって、指導教員による面接（直接又はインターネットの Google Hangouts や Skype 等のサービスを利用）を行います。

選考は、出身大学と本学の関係、最終出身大学における学業成績、出身大学の水準、進学希望先大学院からの推薦等を総合的に評価して行います。

9 申請期間

2019 年 12 月 16 日 (月) ~ 2020 年 1 月 5 日 (日) (日本時間) 必着
期日を過ぎたものは受理しません。

10 結果通知

(1) 被推薦者の決定通知

2020 年 2 月 10 日 (月) (予定) に、メールにて結果を通知し、本学から推薦することが決定した者には併せて必要な手続きについても通知します。

※繰り上げ推薦の可能性のある者には、補欠被推薦者の通知を行います。繰り上げ推薦を行う場合は、補欠被推薦者通知に記載された期日までに別途通知します。

(2) 採用者の結果通知

2020 年 6 月中 (予定) に、メールにて結果を通知し、採用者には併せて入学手続きについても通知します。

11 注意事項

(1) この募集は、文部科学省の 2019 年 12 月頃に公表される「2020 年日本政府 (文部科学省) 奨学金留学生募集要項 研究留学生 (大学推薦) [一般枠]」に先んじて行われます。

(2) 本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、所定の期限までに申請書類の原本又は認証コピーを郵送にて提出する必要があります。提出できない場合や提出された書類に不備がある場合には、推薦を取り消します。

(3) 本学から推薦された者について、文部科学省が選考を行い、6 月中 (予定) に奨学金支給対象者及び支給期間が決定されます。したがって、本学から推薦されても必ず採用されるとは限りません。

(4) 申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、推薦や入学許可を取り消すことがあります。

- (5) 入学後は本学が用意する宿舎（常盤台インターナショナルレジデンス又は大岡インターナショナルレジデンス）への入居が認められます。家族との同居を希望する場合、留学生はまず単身で来日し、留学生本人が適当な宿舎を確保した後に家族を呼び寄せるようにしてください。同伴者に必要な経費はすべて留学生の負担となりますが、家族用の宿舎を見つけることは相当困難であり費用も割高になることを、あらかじめご了承ください。
- (6) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低200,000円（約1,818米ドル：：1ドル110円換算）程度用意してください。
- (7) その他国費外国人留学生制度に関する詳細は、「2020年日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 研究留学生（大学推薦）[一般枠]」及び文部科学省のウェブサイトを参照してください。

1.2 安全保障輸出管理について

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、申請前に受入教員予定者と相談をするなど、申請にあたっては注意してください。

なお、本学大学院のうち理工学府、環境情報学府又は都市イノベーション学府に所属することになる学生については、入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名していただきます。詳細については以下のURLを参照してください。

http://www.ripo.ynu.ac.jp/index/adscreening_jp.html

1.3 問い合わせ先

〒240-8501 日本国 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8

横浜国立大学学務部国際教育課留学生受入係

Email : iao@ynu.ac.jp

※問い合わせは必ず本人からメール（日本語又は英語）で行ってください。

※申請時は原本又は認証コピーの提出は不要です。